

## 集会宣言

「貧困はなくせる! ～声をあげよう つながろう～」

高金利・多重債務被害根絶に始まる私たちの活動は、幾十年にも及ぶ運動の成果として、貸金業法改正を実現し、解決困難とも思われた多重債務問題を大きく改善させるに至った。そして、現在、多重債務問題の根底にあった貧困問題の根絶を目指すものへと運動は拡大し、進化している。

子どもの7人に1人は貧困（相対的貧困）とされ、特にひとり親家庭の子どもは2人に1人が貧困（相対的貧困）とされることに象徴されるように我が国の貧困と格差は深刻な状態にある。貧困は、経済的困窮だけではなく、社会的排除をも生む。

私たちはこの集会を通じて、貧困をなくすための処方箋について多くを学び、貧困はなくすことができると確信した。経済的困窮や社会的排除に苦しむ人の声を聞き、ともに声を上げ、すべての人が希望をもち、安心して暮らせる社会を実現するために、ともに連帯することを決意して、以下のとおり宣言する。

1. 国は国の責任においてギャンブル被害者らの回復を支援し、同時に被害発生の抑止のための必要な措置を早急に講じるべきである。また、ギャンブル被害を新たに発生させるカジノの合法化に反対し、カジノ実施法案の廃案、カジノ解禁推進法の廃止を求める。
2. 国や自治体は、滞納者の多くが生活困窮者であることを直視し、差押や威圧的な捜索により生活困窮者をさらに追い詰めるのではなく、滞納者に対し、納税緩和制度の積極的活用はもとより、就労支援、適切な社会保障制度の紹介及び法律専門家による債務整理への誘導など、滞納者の生活の実情に即した生活支援を行うべきである。
3. 利息制限法の制限金利を引き下げるべきであり、高金利・過剰融資規制の撤廃・緩和は絶対に許容できない。本年再び、自己破産が増加に転じた。その主な原因は、旧サラ金（消費者金融）を保証会社とする銀行の個人向けカードローンの高金利に加えて総量規制がないことにある。銀行など貸金業者以外の金融機関に対しても、個人向け貸付に関する一定の量的規制を導入すべきである。またクレジット過剰与信被害を予防するため割賦販売法の過剰与信規制を更に厳格にすべきであり、万が一にも規制を緩めることがあってはならない。
4. 金融庁監督指針において原則禁止されていた「個人第三者保証」が、民法改正により、再開されることによる保証人被害が危惧される場所である。私たちはあくまで個人第三者保証の廃止を求め、何ら利益を得ないにもかかわらず、全財産を失ってきた理不尽な保証人被害の再燃を許さず、すべての事案において保証人被害を出さないための闘いを続けることを誓い、個人第三者保証全面禁止までの間の制度として、保証人に対する総量規制と返済総額の減免、保証人に対する生活を破壊する差押の規

制，保証人の分割弁済の権利の確立を求める。

5. 借主の早期弁済の権利と，借り入れをしない権利は当然の権利である。諾成契約を認めた民法改正後においても，期限前弁済と契約後の借入取消の場合に，貸主には何ら損害が発生しないので賠償請求は出来ないルールを確立する必要がある。
6. 国及び自治体は，社会的弱者や生活困窮者の孤立を防ぎ，悪質商法による被害等を防止するための地域ネットワークの構築に取り組むべきである。地域ネットワーク構築においては，行政は地域で活動する被害者の会や適格消費者団体等の市民団体等との連携を強化し，改正消費者安全法の消費者安全確保地域協議会を中心とした制度設計を推進するとともに，これらの団体に対する財政援助や情報提供等，必要な支援を行うべきである。
7. 国の将来を担う子どもが，貧困ゆえに満足な教育を受ける機会を失うことの無いよう，子どもの教育に関する保障を充実させるべきである。奨学金は返済を不要とする「給付型」を中心とすべきであり，「返済型」においても返済困難者に無理な返済を強いることのない制度と運用の見直しを行うべきである。そして，高騰した学費を引き下げ，国際的公約となっている高等教育も含めた教育の無償化を可能な限り効果的かつ迅速に達成すべきである。
8. 社会的弱者や生活困窮者の住まいの権利を確保すべきである。「住まい」は人が生活するうえで欠くことのできない基盤であり，これを維持することは国民の基本的な人権を保障する国の責務である。国は，賃借人の住み続ける権利や安心して居住する権利を保障するために，必要な法制度を整備すべきであり，住宅セーフティネットのいっそうの充実を図るべきである。
9. 高齢化，貧困化が進む現状においては，最後のセーフティネットである生活保護による保障は削減するのではなく，充実させるべきである。生活扶助・住宅扶助基準・冬季加算等の削減は撤回すべきであり，母子加算の削減等さらなる生活保護基準の引き下げは断じて容認できない。自治体は，生活困窮者に対して迅速・適切な支援ができるよう，相談のワンストップ化や法律専門家との連携を強化するなど，支援体制を整備すべきである。
10. 真の意味での「同一価値労働同一賃金」を実現し，正規労働者・非正規労働者の区別なく，すべての労働者において適正な賃金と適正な労働時間が保障された，人間らしい働き方を実現しよう。そのために，雇用形態やナショナルセンターの枠を超え，連帯の和を広げていこう。

2017年11月5日

第37回全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会 in うえだ 参加者一同